

かつらぎ町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 計画の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成委員)

第3条 協議会は、次に掲げる団体及び個人で別表第1に掲げる委員をもって構成するものとする。

- (1) かつらぎ町長又はその指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、県警察、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(組織運営)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 協議会に監査委員2名を置く。
- 5 監査委員は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 6 協議会の事務を処理するため、かつらぎ町企画公室に事務局を置く。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出したものは会議に出席したものとみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。

(書面による決議)

第6条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議することができる。この場合において、前条第3項中「出席者」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する地域公共交通会議として設置される部会

(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議会として設置される運賃協議会として設置される部会

(3) その他専門的な調査、検討を行うために設置される部会

3 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、和歌山運輸支局等と事前調整の上、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、
会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

協議会委員
かつらぎ町 和歌山バス那賀株式会社 有田鉄道株式会社 株式会社有交紀北 社団法人和歌山県バス協会 社団法人和歌山県タクシー協会 和歌山バス那賀労働組合 かつらぎ町コミュニティバス運営委員 国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局 和歌山県地域振興部地域政策局 総合交通政策課 和歌山県伊都振興局 建設部 かつらぎ警察署 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社 和歌山河川国道事務所 かつらぎ町社会福祉協議会 学識経験者